

## [総務課 関連資料]



# ○子ども・子育て新システムの 基本的な考え方

## 基本的な考え方

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
  - すべての子ども・子育て家庭への支援(子ども手当、一時預かりなど)
  - 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
  - 社会全体での費用負担
  - 関係者(地方公共団体、労使団体、子育て当事者、NPO等子育て支援者等の参画(子ども・子育て会議(仮称)))
  
- 切れ目のないサービス・給付を保障
  - 妊娠～出産～保育～放課後対策まで切れ目なく細やかなサービスを提供
  
- 地域の多様なニーズに応じたサービス
  - ニーズに応じた多様な保育サービス
  
- 基礎自治体(市町村)中心
  
- 政府の推進体制・財源を一元化
  - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化
  
- ワーク・ライフ・バランスの実現

## 基本設計

### ■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

#### ○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

##### 【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

##### 【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）

#### ○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

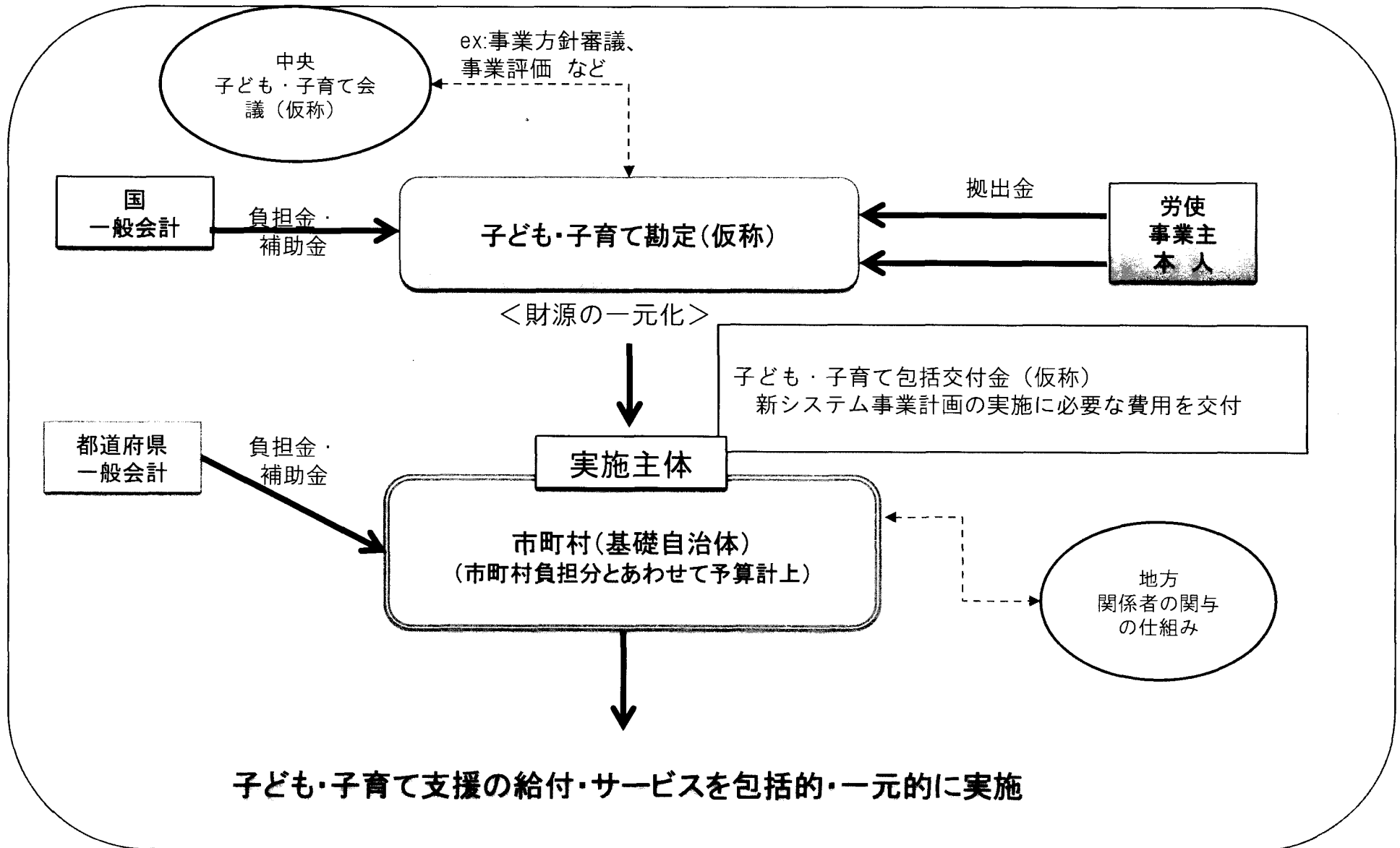
#### ○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体(国・地方・事業主・個人)により必要な費用を負担
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、必要な費用を確保し、地域の実情に応じた給付を実施

#### ○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討
- ・ 地方においても関係者が関与できる仕組みを検討

# 子ども・子育て新システムのイメージ



## 【給付の全体像】

### ■ 子ども手当(現金)

#### ■ 子育て支援(一時預かり等)

#### ■ 妊婦健診

#### ■ その他の子育て支援

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- ・ 新システムの事業として市町村の独自給付

### ■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

#### ■ 幼保一体給付(仮称)

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供

#### こども園(仮称)

- ・ 給付の一体化……幼保一体給付(仮称)
  - ・ 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
  - ・ こども指針(仮称)の創設
- 等

#### 多様な保育サービス

- 小規模保育、短時間利用者向け保育、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育、広域保育、病児・病後児保育 等

### ■ 放課後児童給付(仮称)

### 利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約(仮称)
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付  
…サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

### 多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入  
(多様なサービス類型ごとの基準)
- イコールフットイング  
・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

# ○新システムのWTにおける議論の 具体的な内容



## 基本設計

### 市町村 = 新システムの実施主体

○ 新システムの実施主体として、住民に対して、地域の実情に応じ、子ども・子育て支援のサービス・給付を提供・確保

- ① 子ども・子育て支援が必要な子どもに対し、サービス・給付の水準を保障（地位を付与）し、必要なサービスが確実に利用できるよう支援
- ② 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づき、潜在的なニーズも含めたサービス基盤の整備を計画的に実施

#### ➡【法的な枠組み】

- ・ 市町村の責務を法律上明記

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

- ・ 市町村の「新システム事業計画」（仮称）を法律上明記

- 目標値の設定
- 日常生活圏域の設定
- 需要量の見込み
- 見込量の確保のための方策  
（こども園（仮称）、多様な保育サービス、地域の子育て支援事業等）

## 国・都道府県 = 実施主体たる市町村を重層的に支援

### ○ 国は、制度の根幹に関する以下の役割を担う

- ① 新システムの制度設計、「基本指針」の策定
- ② 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のための必要な支援

### ○ 都道府県は、広域自治体として、「新システム事業支援計画」（仮称）に基づき、以下の市町村支援を実施

- ① 市町村における制度の円滑な運営のための支援  
（指定事業者に係るサービス情報の公表、保育者の研修・人材養成）
- ② 都道府県が主体となって、専門性を発揮する事業  
（社会的養護、障害児の発達支援に着目した専門的な支援など、専門機関を有する都道府県が主体となって実施）

#### ➡【法的な枠組み】

- ・ 国の「基本指針」、都道府県の「新システム事業支援計画」（仮称）を法律上明記
- ・ 上記の国の責務、都道府県の責務を法律上明記

#### ＜検討課題＞

- サービス類型ごとに、指定権者・指導監督の主体（現行：保育所は中核市まで、幼稚園・認定こども園は都道府県）
- 市町村の「新システム事業計画」（仮称）、都道府県の「新システム事業支援計画」（仮称）、国の「基本指針」についての具体的な内容
- 市町村が行う利用者支援の具体的な内容、保育の必要量の認定、市町村事業の必要量の確保など  
→後述

## 給付設計

### 子ども手当(個人への現金給付)

→「5大臣合意」(平成22年12月20日)を踏まえ検討

### 子育て支援サービス(個人への現物給付(一時預かり))

- 一時預かりは、親の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が利用できるようにする
- 市町村はニーズを把握し、必要な量を確保するため、計画に基づき、地域の実情を踏まえたサービス基盤を整備

#### <WTでの主な意見>

- ・ 一時預かりに対するニーズは、地域の実情や家庭の状況によって差がある
- ・ 一時預かりを提供する場について、必要な量を確保することが必要
- ・ 質の確保が重要

#### <検討課題>

- 一時預かりを提供する方法
  - 地域の実情や家庭の状況に応じた必要量を、市町村事業によって提供(事業を法律上明記)する方向で検討  
例：地域子育て支援拠点など実施場所に助成、利用券方式により個人に給付(杉並区「子育て応援券」)
- 必要な量の確保
  - 市町村の「新システム事業計画」(仮称)に基づく整備目標の設定を法律上明記する方向で検討
- 給付の対象範囲(実施場所等)をどのようにするか
  - 市町村事業として、市町村が質を確保(例：市町村が給付の対象となる実施場所を特定)する方向で検討

## 妊婦健診

- 妊婦健診については、新システムの対象とする（市町村事業）
  - ・ 妊婦健診を市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づく整備目標の設定を法律上明記

### ➡ <検討課題>

- 公費負担となる検査項目や公費負担額の地域差をどのように考えるか

## 地域の子育て支援事業

- 地域の子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館など）については、市町村はニーズを把握し、必要な量を確保するため、計画策定と、計画に基づくサービス基盤を整備

- 対象となる事業は、現行の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の範囲を念頭
  - ・ 市町村は、地域の子育て支援事業を実施することを法律上明記
  - ・ 市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づく整備目標の設定を法律上明記

### ➡ <検討課題>

- 子ども・子育てビジョンの目標数値との整合性を確保するための法的な枠組み
  - 国が定める「基本指針」に、サービス量を見込むに当たり参酌すべき標準を示し、市町村は参酌標準に基づき、ニーズを把握し、整備目標を設定する方向で検討
- 各事業の基準は国が定めることとするか、各事業における市町村の裁量をどのようにするか
  - 各事業に関し、国がガイドラインを示す方向で検討

## 市町村独自の給付

- 市町村の裁量により、給付の上乗せや上記の給付以外の子育て支援サービスを新システムの事業として独自に給付することができる仕組み

## 現金給付・現物給付の一体的な提供

### ○ 市町村の選択や、市町村による枠組みの下、個人の選択に基づき、現金給付・現物給付を一体的に提供する仕組みを構築

- ① 現金給付と一時預かり等の組合せ
- ② 個人給付の一部を学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み  
→平成23年度の子ども手当法案を踏まえて対応
- ③ 個人給付の一部を利用券の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

#### <WTでの主な意見>

- ・ 子ども手当の額は全国一律にすべき

#### <検討課題>

- 現金給付と現物給付のバランスをどのように確保するか  
→ 一時預かり、地域の子育て支援事業を事業として法律上明記する方向で検討。  
上記の事業を市町村の「新システム事業計画」（仮称）に基づく整備目標の設定を法律上明記する方向で検討。
- 市町村による利用料徴収の法的位置づけ →法制面から整理
- 利用券の方式による給付の法的位置づけ →法制面から整理

## 出産・育児に伴う休業中の給付(仮称)

### ○ 育児休業中の給付と保育サービスまで切れ目なく保障される仕組み

#### 〈WTでの主な意見〉

- ・ 育休から保育へのつなぎとして、切れ目のないサービス提供ができる仕組みが必要。
- ・ 給付のメリットはあるが、受給者の範囲、受給額、拠出の在り方など非常に課題が多く、実現可能性の観点から無理があるのではないか。
- ・ 巨額のコスト、ノウハウ、運営を考えると、市町村が事務処理をできるかということは疑問。市町村が事務処理をするとなると、事務処理体制の整備に時間とコストがかかる。制度運用の効率、利用者の利便性の向上を考えると、社会の理解が得られないのでは。
- ・ すぐに議論できる条件にないだろうという認識。今後こういう課題もどこかの段階で関係審議会含め丁寧に議論していく必要。

#### ➡ 〈検討課題〉

- 出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲等に違いがある現状で、両給付を現行制度から移行して、実施主体等も含めて一本化することが適当かどうか。

## 幼保一体給付(仮称)

- 希望するすべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する仕組み
- 多様なニーズに対応する多様な保育サービスの導入

### 【給付の対象範囲】

#### ① こども園(仮称)

#### ② 多様な保育サービス

- i 小規模保育(家庭的保育、居宅訪問型保育、こども園(仮称)連携型小規模保育、多機能型小規模保育)
- ii 短時間利用者向け保育
- iii 早朝・夜間・休日保育
- iv 事業所内保育
- v 広域保育
- vi 病児病後児保育

### 【給付の内容】

#### ① こども園(仮称)

##### ○ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障

- ・ 3歳以上児：幼児教育+保護者の就労状況等に応じた保育
- ・ 3歳未満児：保護者の就労状況に応じた保育

##### ○ 国が全国一律の最低基準(ナショナルミニマム)を確保(人員、設備、面積、規模等)

#### <検討課題>


- 指定権者、指導監督の主体(都道府県/政令市・中核市/市町村)
- 国の基準と、地方の裁量の範囲の整理

## 幼保一体給付(仮称)(つづき)

### ② 多様な保育サービス

- 多様な保育サービスを設け、それぞれの特性に応じた指定類型・基準を設定
- 国が一律に最低基準を設定
  - ・ 独立した類型又はこども園（仮称）等と一体的に提供するものとして位置づけ
    - ・ ・ ・ ・ i 小規模保育、ii 短時間利用者向け保育、iii 早朝・夜間・休日保育、
    - vi 病児・病後児保育
  - ・ 独立した類型として位置づけるか検討 ・ ・ ・ iv 事業所内保育
  - ・ こども園（仮称）等において提供可能 ・ ・ ・ v 広域保育

#### ＜検討課題＞

- 
- 国の定める基準の内容と、地方自治体の裁量の範囲の整理
  - サービス類型ごとに、指定権者、指導監督の実施主体（都道府県/政令市・中核市・市町村）
  - サービス類型ごとに、対象範囲、提供方法の整理（単独施設で提供/こども園（仮称）で一体的に提供）



## 幼保一体給付(仮称)(つづき)

【給付の仕組み】～ 利用者の選択に基づく給付を保障

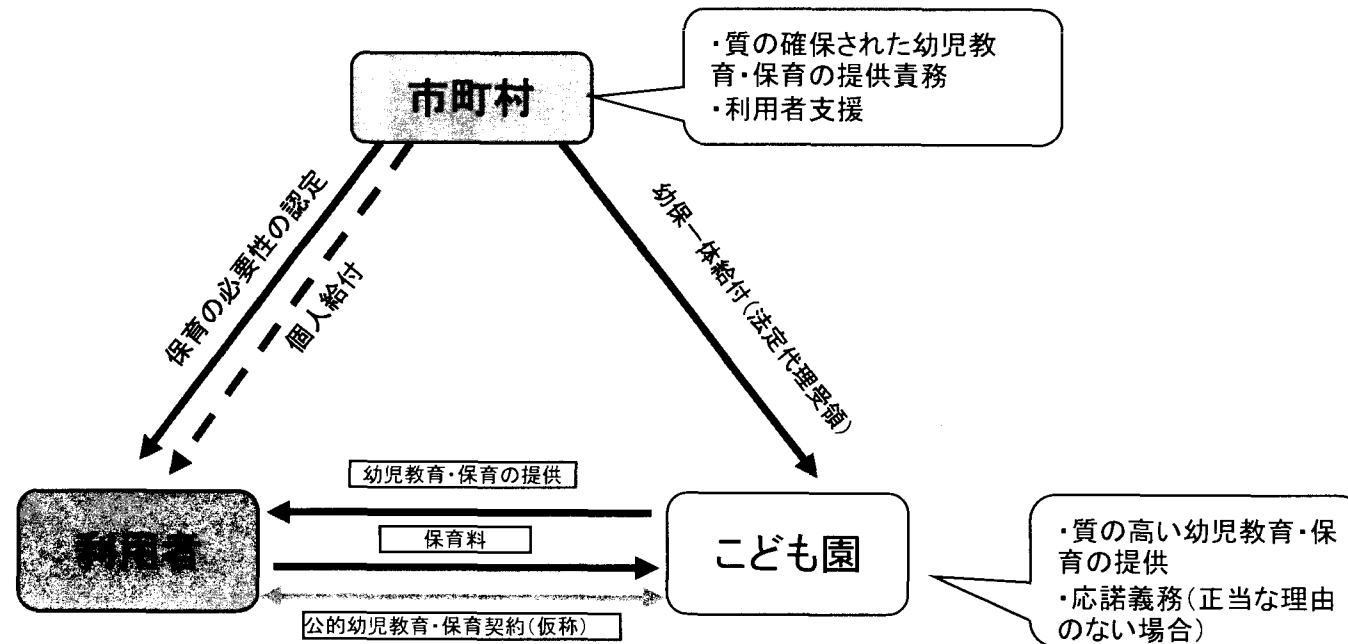
### ① 市町村による保育の必要性の認定

- ・ 保護者の就労状況等をもとに、2段階又は3段階程度の大括りの認定（利用の柔軟性と市町村事務の簡素化）  
※ 3歳以上はすべての子どもに幼児教育を保障
- ・ 認定の基準は国が定める。

### ② 市町村関与のもと、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約（仮称）

- ・ 利用者がサービスを選択することが基本。市町村は、利用者が利用できるように一定の関与・支援

<新システムでのイメージ>



## 幼保一体給付(仮称)(つづき)

### 【給付の仕組み】～ 利用者の選択に基づく給付を保障

#### ③ 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援

- ・ 保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあっせんする。
- ・ ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子どもなど優先的に利用を確保すべき子どもや、障害のある子どもについて、受入可能な施設をあっせんする。
- ・ 契約による利用を基本としつつも、契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する。

#### ④ 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付

- ・ 法律上は、市町村が一定の費用を利用者（保護者）個人に対する給付。
- ・ 費用の確実な支払いのため、市町村が事業者に直接支払う（法定代理受領）
- ・ 低所得者に配慮の上、保護者に一定の負担を求める。
- ・ 公定価格が基本。付加的な幼児教育・保育の対価としての柔軟な価格設定を可能とする。

#### ➡ <検討課題>

- 認定基準の内容（国が定める基準、地方自治体の裁量の範囲）
- 公的幼児教育・保育契約（仮称）への市町村関与の具体的な内容
- 市町村が行う利用者支援の具体的な内容（対象者（虐待の場合など）、支援内容）
- 保護者負担の設定方法、水準
- 柔軟な価格設定の方法

## 幼保一体給付(仮称)(つづき)

### 【多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備】

#### ① 指定制の導入

##### ○ 多様なサービス類型に応じた指定基準

- ・ 多様なサービス類型ごとに指定基準を設定し、指定された事業者がサービスを提供
- ・ 指定基準を満たしていれば、現行の認可外保育施設であっても給付の対象（財政支援の対象）  
※ 事業としては、学校教育法、児童福祉法、こども園法（仮称）等において認可又は届出により規制を行う。
- ・ 国が全国一律の最低基準を設定することを基本。

##### ○ 指定基準を満たした多様な事業者が、イコールフティングのもとで参入可能

- ・ 指定基準を満たした多様な主体が参入できる仕組み
- ・ 多様な主体の経営努力による柔軟な経営を可能とする仕組みとし、安定的・継続的運営を確保するための一定のルール化（運営費の使途範囲についての一定のルール化、施設整備費の減価償却相当分を運営費への上乗せ、法人種別に応じた会計処理）

##### ○ 指定制度における市町村の需給調整

- ・ 市町村が策定する新システム事業計画（仮称）の需要を超えた供給がされている場合の新規指定の制限

#### ➡ <検討課題>

- 指定権者、指導監督主体（都道府県、政令市、中核市/市町村）
- 国が定める基準と、地方自治体の裁量の関係の整理

## 幼保一体給付(仮称)(つづき)

### 【多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備】

#### ② サービスの安定的・継続的な提供と質の確保・向上

- 指定事業者の撤退規制  
(撤退の事前届出、サービスの継続的な提供が可能となるための調整の仕組み)
- 情報開示のルール化
- サービスの質の確保、向上を検討

#### ➡ <検討課題>

- 指定事業者の撤退規制の具体的内容
- 情報開示の具体的内容
- サービスの質の確保、向上のための仕組みの検討

## 幼保一体化

### ○ こども園（仮称）

- ・ 新たに「こども園（仮称）制度」を創設する。
- ・ 「こども園（仮称）」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- ・ 「こども園（仮称）」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とし、満3歳以上の子どもの受入れを義務付けることとする。

※ 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。

※ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。

- ・ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園（仮称）への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。

- ・ 国が全国一律の最低基準（ナショナルミニマム）を確保（人員、設備、面積、規模等）

#### ＜検討課題＞

- 地域の実情に応じた幼児教育・保育の計画的な提供の在り方
- 地域の実情や保護者の多様なニーズに応じた多様な施設の在り方
- 認可、指導監督の主体（都道府県／政令市・中核市／市町村）
- 国の基準と、地方の裁量の範囲の整理

## 放課後児童給付(仮称)

- 放課後児童クラブの利用が必要な児童に対するサービス保障を強化
- 市町村はニーズを把握し、必要なサービス量を確保  
(新システム事業計画(仮称)に基づく基盤整備)
- 市町村が地域の実情に応じてサービスを提供できるよう、市町村事業として実施
- 現行と同様に4年生以上も対象とし、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備

### <WTでの主な意見>

- 量的な拡充は急務。あわせて、安定的な運営を確保できるサービスに応じた費用の保障の仕組みが必要。
- 市町村の実施責任、提供責任を強化すべき。
- 現行のガイドラインを法的拘束力ある一定の最低基準とし、一定の水準の公費を入れていく必要。
- 地域の実情に応じた形で、サービス給付を確実に提供することができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって担うことが可能な仕組みにすべき。
- 指導員の資格や設備等について、全国一律の水準を設定して市町村に義務づけることは、市町村の創意工夫の余地を奪いかねない。
- 指導員の資質、専門性の向上が重要。また、人材確保のために待遇改善も重要な課題。

### <検討課題>

- 国が定める基準の内容と、地方自治体の裁量の範囲の整理

## 市町村独自給付(仮称)

- 市町村の裁量で、上乘せ給付が可能

## 社会的養護・障害児に対する支援

### ○ 社会的養護や障害児に対する支援は、専門性が高い都道府県が行う事業と、市町村が行う一般施策との連携が必要

→専門性が高い事業については、新システムとは別の施策として維持する方向。ただし、社会的養護、障害児に対する支援策についても、都道府県又は市町村の新システム事業計画・支援計画（仮称）の記載事項とすることにより、一般施策との連携を確保する。

### ○ 現行の社会的養護等の児童相談所を中心とした体制、措置制度等は維持する方向で検討

※障害児に対する支援については、障害者制度全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえて検討することが必要。

#### <WTにおける主な意見>

- ・ 社会的養護や障害児支援など専門性の追求は、県であるからできる点もある。基礎自治体と都道府県との総合的な協同体制の構築が非常に重要。また、新システムにおいて、都道府県の役割もしっかり位置づけるべき。
- ・ 社会的養護は、引き続き措置制度によって支援を行っていく仕組みを維持すべき。障害児支援は、子ども一般施策として新システムの中に位置づけ、個別に必要な支援サービスを付帯していく方法が望ましい。障害児のこども園などの利用に当たっては市町村による措置の仕組みが必要。

## 費用負担

### ○ 社会全体（国・地方・事業主・個人）により、必要な費用を負担

→ 具体的な負担のあり方は、給付設計等を踏まえつつ、今後議論

※子ども手当の国と地方の協議の場の議論、税と社会保障の一体改革の議論の動向にも留意。

#### ＜検討課題＞

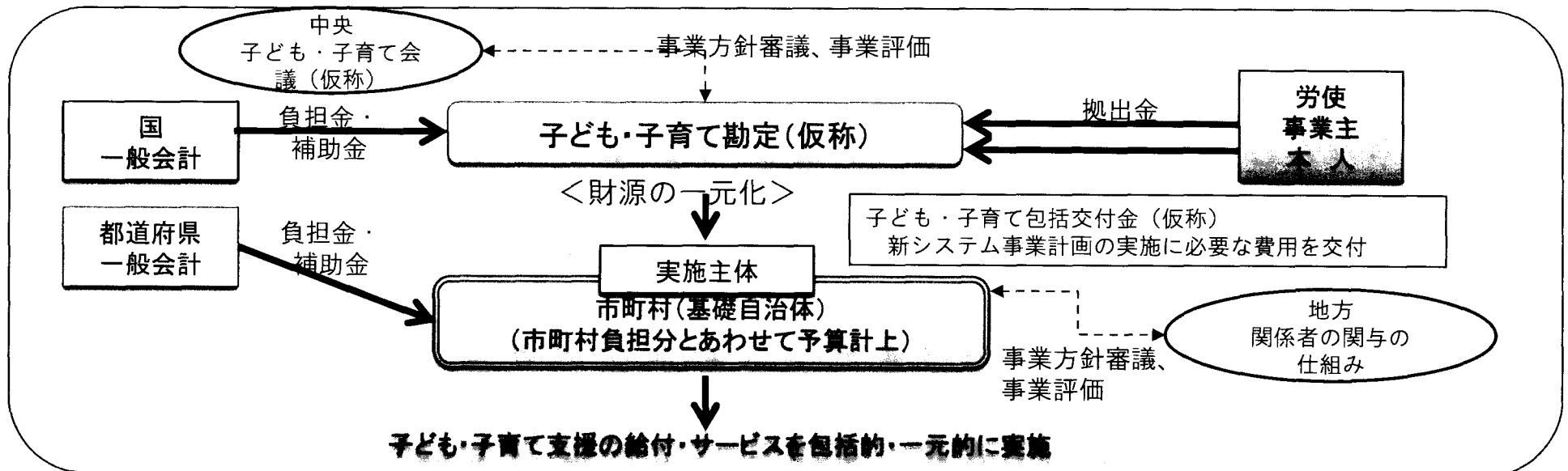
○ 給付全体の費用負担をどのように設定するか

## 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

○ 子ども・子育て包括交付金（仮称）：新システム事業計画に必要な費用を包括的に交付するものとして位置づけ

○ 市町村での会計：国からの交付金が子ども・子育てのために使われたことが確認できる仕組みが必要  
（一般会計も選択肢）

○ 国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））：費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性を検討





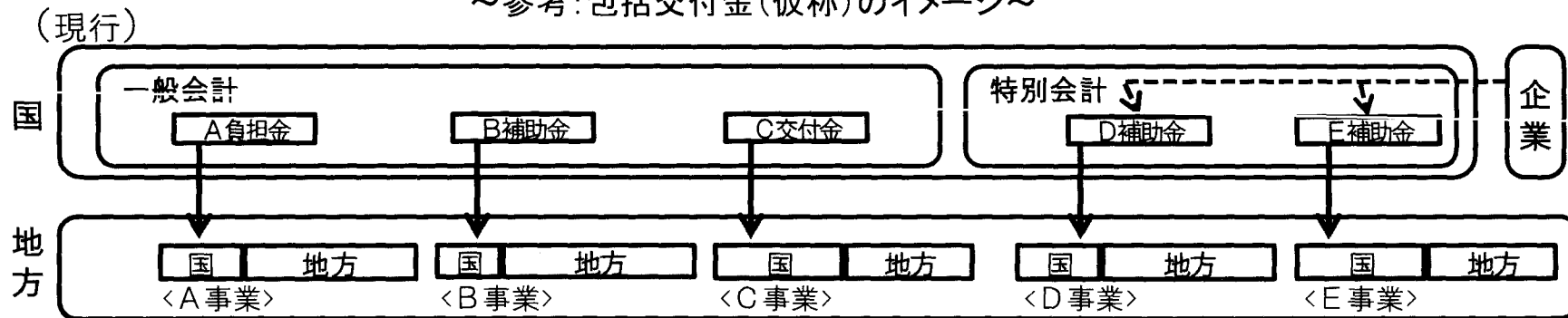
<WTでの主な意見>

- ・ 全国一律の現金給付、全国一律の現物給付、裁量ある現物給付についてミッション目を入れて、それぞれ財源を確保すべき。義務的経費はきちんと精算し、国の財政責任を果たしていただきたい。
- ・ 市町村は議会のチェックも受けるし、子ども・子育て会議のチェックもかかれば、使途の適正性は確保される。一般会計による対応で制度設計すべき。市町村の特別会計には反対。

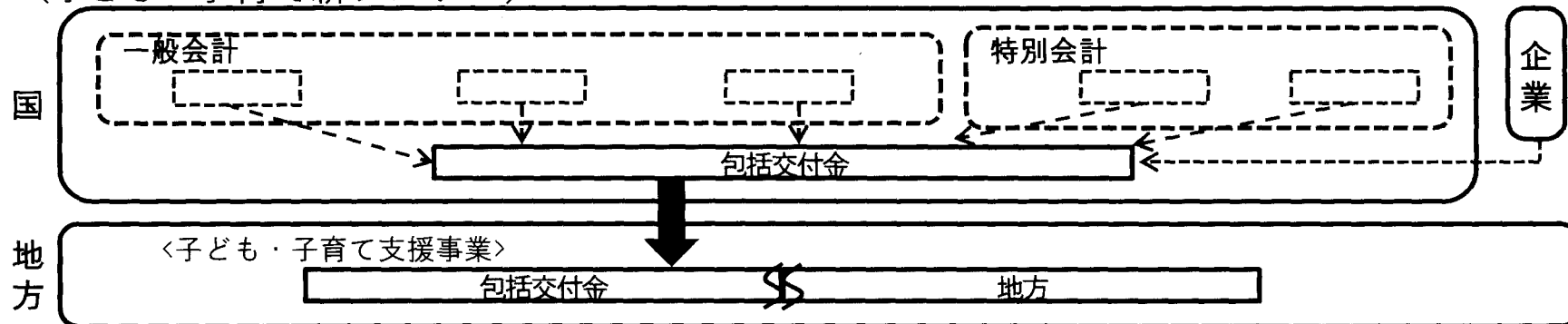
<検討課題>

- 子ども・子育て包括交付金について、個人給付等の財源保障と市町村の裁量とのバランス
- 子ども・子育て包括交付金が「子ども・子育て支援」のために使われることを担保する仕組み

～参考：包括交付金（仮称）のイメージ～



(子ども・子育て新システム)



## その他

**子ども・子育て会議** = 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

- 地方公共団体、労使団体を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置

### <考えられる機能>

- ・国の基本指針（地方自治体の計画策定の指針等）その他の重要方針の審議
- ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議
- ・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価 など

- 子ども・子育て会議（仮称）を地方自治体にも設置する方向で検討

### <検討課題>

- 国及び地方自治体の子ども・子育て会議（仮称）について、担うべき機能・法的位置づけをどのようにするか。

## 新システムの実施体制

### <検討課題>

- 新システム実施体制の一元化について、どう整理するか。

# 参考資料

# 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

## 政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」

- ・安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する  
→ 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備  
→ 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消  
→ 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

## 社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

## 明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

- 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革  
幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。  
このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。  
(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革  
(イ) イコールフットィングによる株式会社・NPOの参入促進  
(ウ) 幼保一体化の推進

## 新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消  
(平成22年6月18日 閣議決定)

## 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

## 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

## 子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ
- 第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ(6月29日少子化社会対策会議決定)

**「幼保一体化について(案)」の概要①**  
(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワーキングチーム資料)

平成23年1月24日  
第6回幼保一体化WT

資料1 抜粋

(幼保一体化の目的)

**(1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供**

世界に誇る幼児教育・保育を全ての子に

**(2) 保育の量的拡大**

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

**(3) 家庭における養育支援の充実**

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

# 「幼保一体化について(案)」の概要②

平成23年1月24日

第6回幼保一体化WT 資料1 抜粋

(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワーキングチーム資料)

## (幼保一体化の具体的仕組み)

### ・ 地域における幼児教育・保育の計画的整備 ～子ども・子育て新システムの創設～

市町村は、地域における幼児教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

### ・ 多様な保育事業の量的拡大 ～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。

### ・ 給付の一体化及び強化 ～幼保一体給付(仮称)の創設等～

幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

### ・ 施設の一体化 ～こども園(仮称)の創設～

幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供するこども園(仮称)を創設する。

## (幼保一体化の進め方)

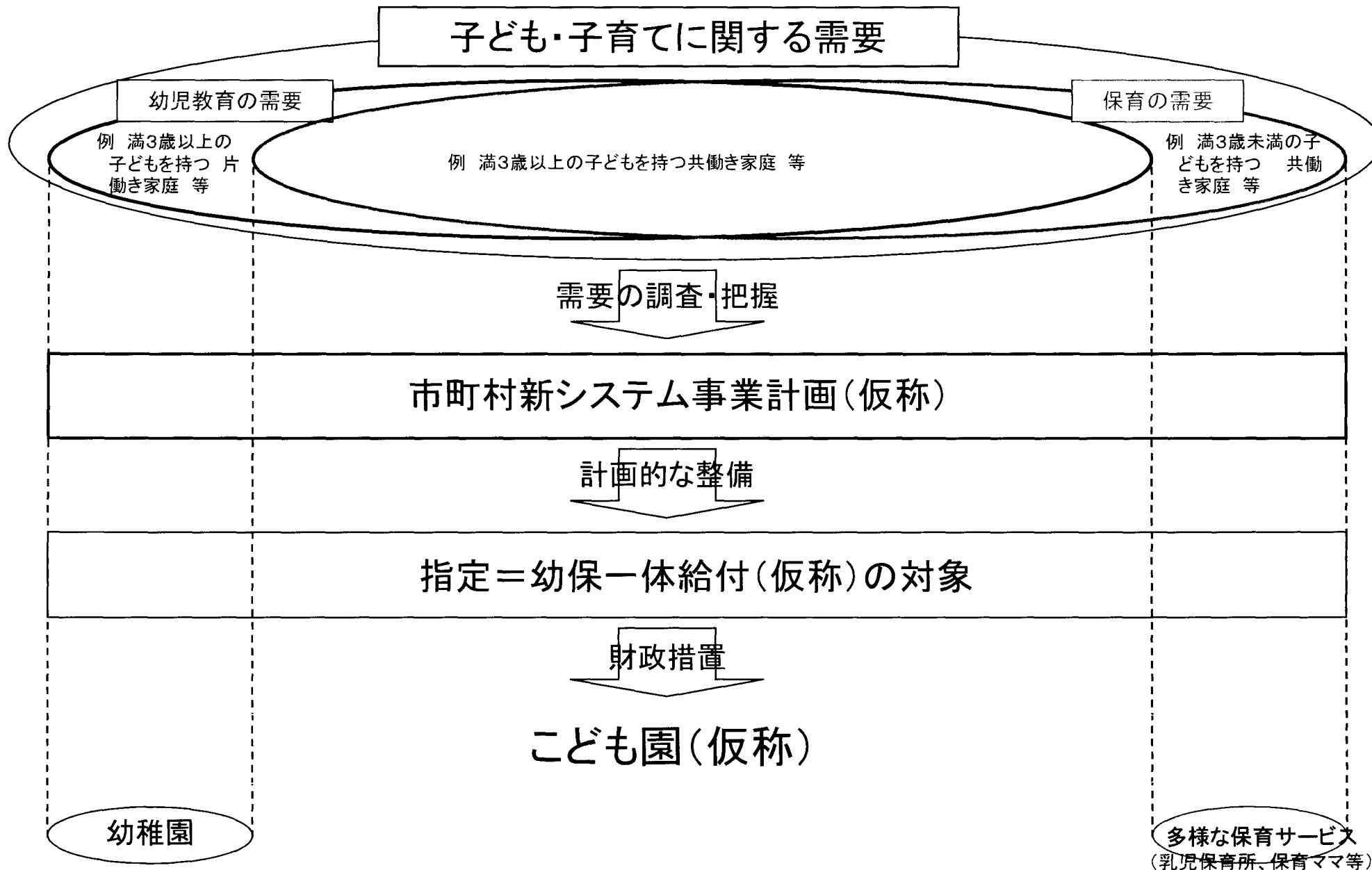
・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、給付の一体化及び強化等によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。

・ 都道府県については、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整等を行う。

・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の方働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所等を計画的に整備する。

※具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

# 幼保一体化の進め方(イメージ)



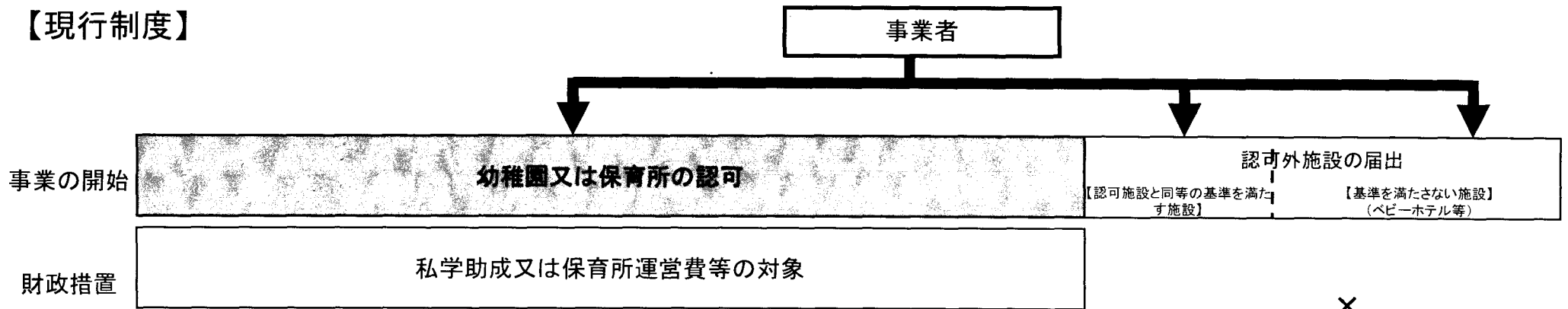
※ 満3歳以上児の幼児教育ニーズのみに対応

※ 満3歳未満児の保育ニーズのみに対応

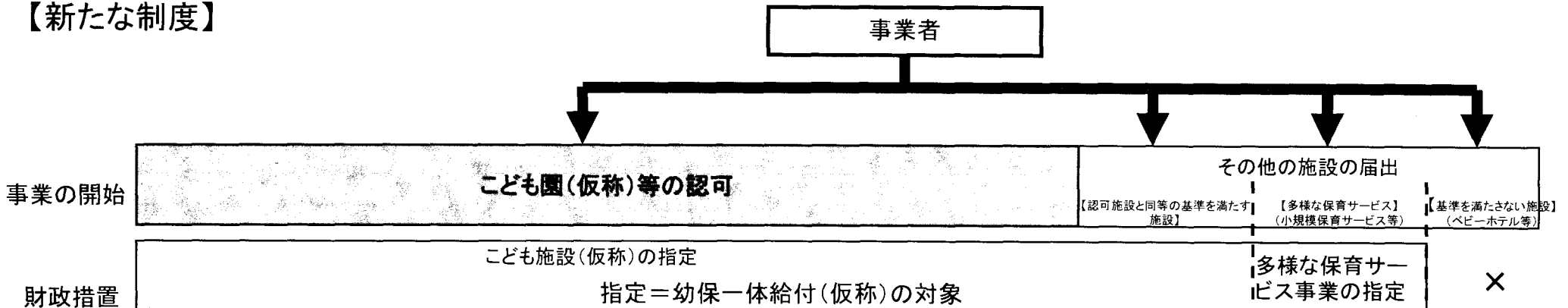
# 指定制度の導入

- 新システムにおいて、指定制を導入し、客観的基準を満たした施設については、認可の有無に関わらず、同じ財政措置(幼保一体給付(仮称))の対象とする。
  - また、小規模保育サービス等多様な保育サービスについても、幼保一体給付(仮称)の対象とする。
  - なお、学校法人や社会福祉法人が設置・運営する認可施設については、法人に対する経営の関与及び撤退の制限を通じて、地域における幼児教育・保育の安定的な提供が担保されていること等に着目して、税制上の優遇措置を講ずる。
- ※上記のほか、現在、幼稚園及び保育所に講じられている事業に着目した税制上の優遇措置については、こども園(仮称)についても講ずる。

## 【現行制度】



## 【新たな制度】



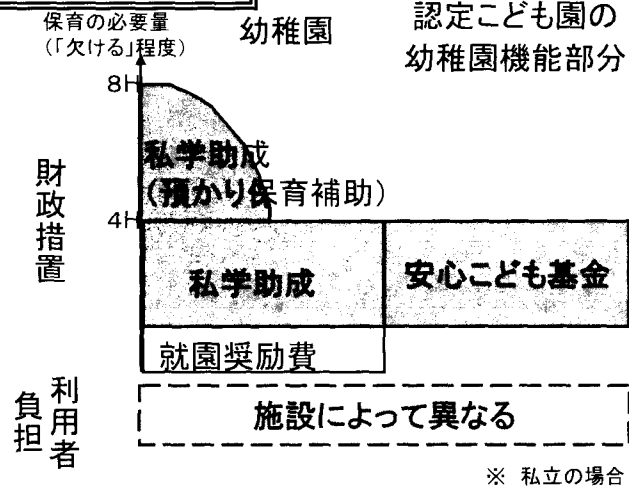


# 幼保一体給付(仮称)の創設

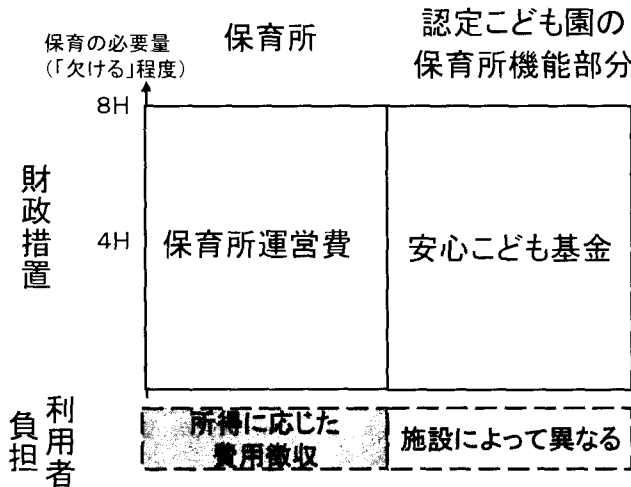
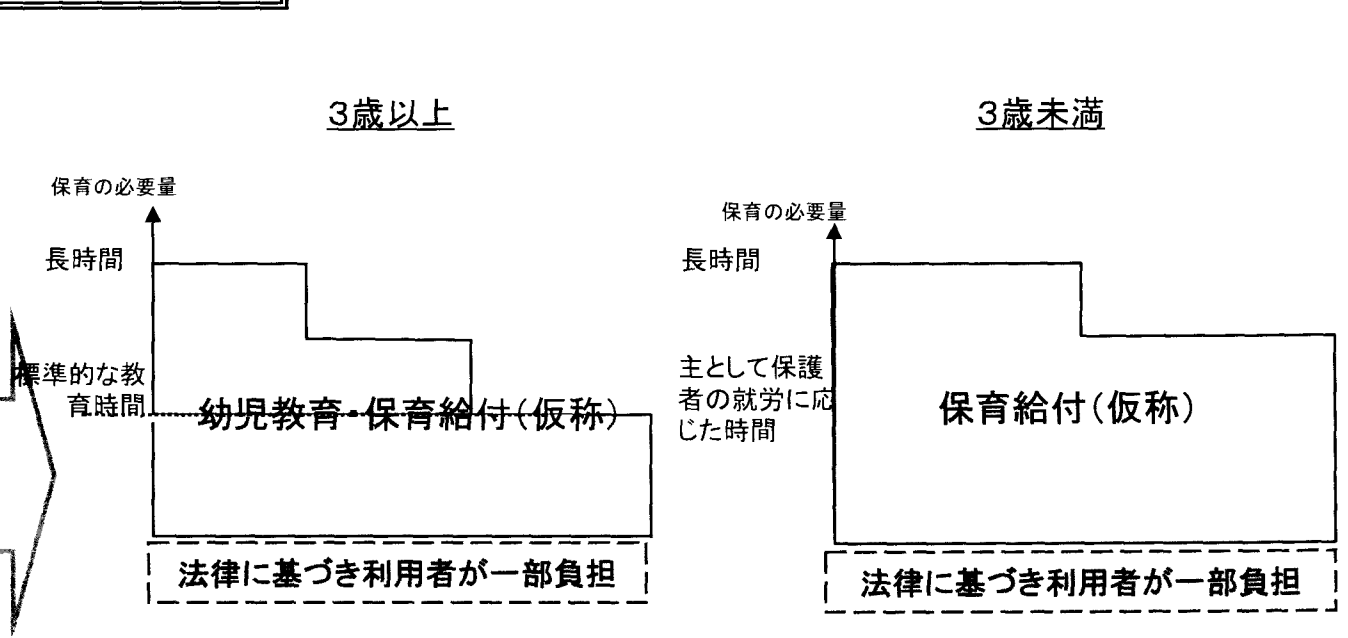
○ 幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付(仮称)
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)

## <現行制度>



## <新たな制度>



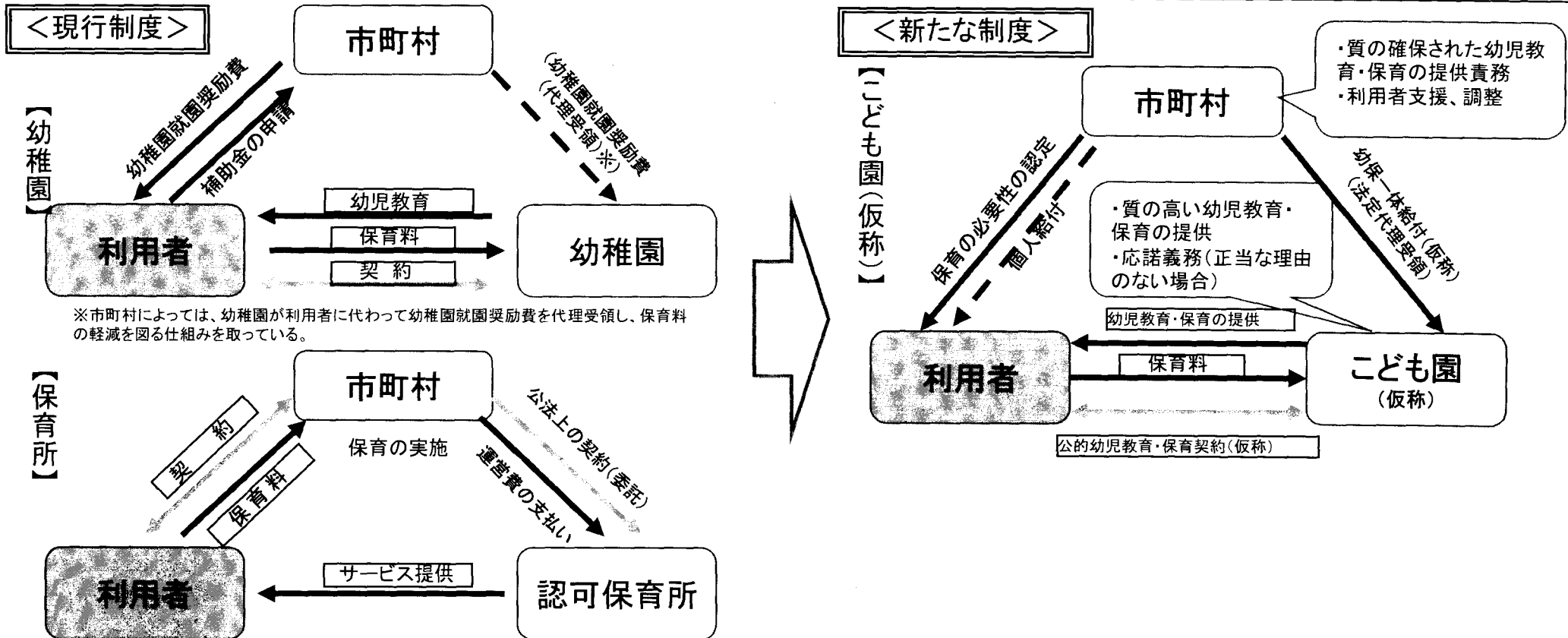
# 新たな制度における契約方式

平成23年1月24日

第6回幼保一体化WT 資料2 抜粋

- 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与※の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。  
 ※ 例えば、以下の関与が考えられる。a)保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあつせんする。b)ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子ども、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについて、受入可能な施設をあつせんする。c) 契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する 等
- 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める。  
 ※ 建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスチャンの優先など。
- 入園できなかった子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。

68



# 新たな制度における価格設定のイメージ

<現行制度>

<新たな制度>

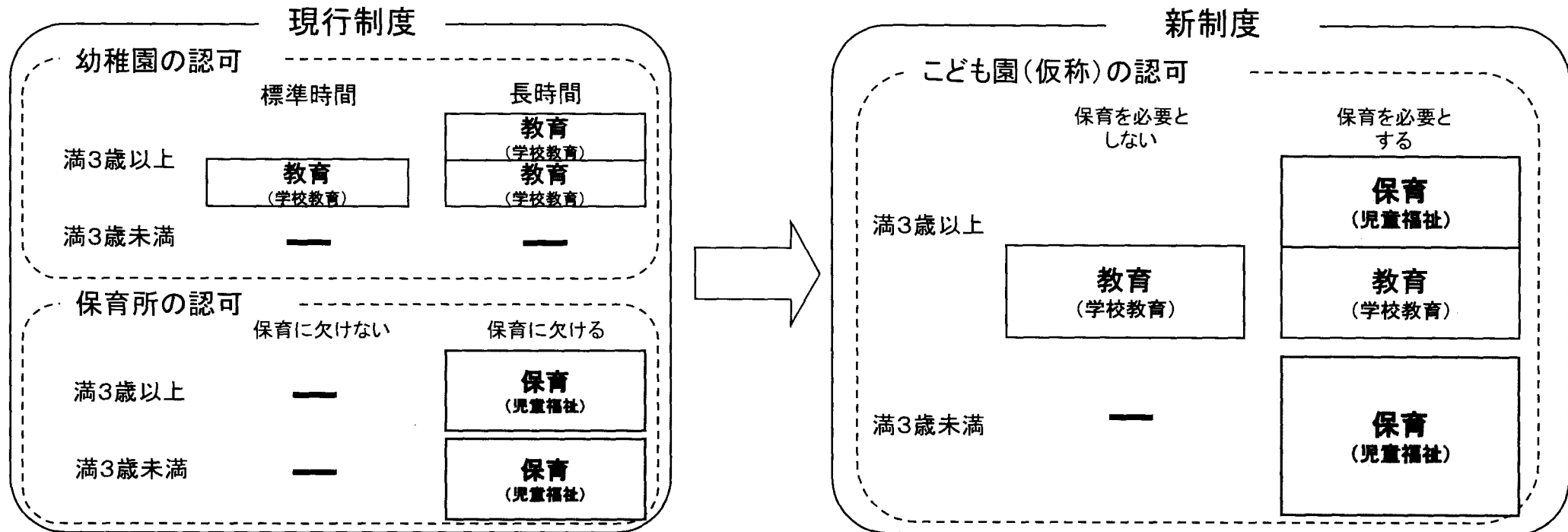
	幼稚園(A) (支出)	幼稚園(B) (支出)	保育所 (支出)		X施設 (収入)	Y施設 (収入)
課外活動 にかかる経費等		課外活動 にかかる経費等	課外活動に かかる経費等		上乗せ徴収※ (入学金+保育料等)	
事業費 <small>・冷暖房費、教材費、 食材費</small>	事業費 <small>・冷暖房費、教材費、食 材費</small>	事業費 <small>・冷暖房費、教材費、食 材費</small>	事業費 <small>・冷暖房費、教材費、食 材費</small>		実費徴収 <small>(低所得者に対する補足的な給 付を行う)</small>	実費徴収 <small>(低所得者に対する補足的な給 付を行う)</small>
人件費	人件費	人件費	人件費		幼児教育・ 保育給付 (仮称)	幼児教育・ 保育給付 (仮称)
管理費 <small>・光熱費</small>	管理費 <small>・光熱費</small>	管理費 <small>・光熱費</small>	管理費 <small>・光熱費</small>		※法律に基づき 利用者が 一部負担 (低所得者には 一定の配慮)	※法律に基づき 利用者が 一部負担 (低所得者には 一定の配慮)
施設整備費 等 <small>・通常の施設 ・大型遊具等</small>	施設整備 費等 <small>・通常の施設 ・大型遊具等</small>	施設整備 費等 <small>・通常の施設 ・大型遊具等</small>	施設整備 費等 <small>・通常の施設 ・大型遊具等</small>		施設の 減価償却費	施設の 減価償却費

※施設が説明責任を果たすこと等を義務付ける。  
(上乗せの理由について情報開示すること等)  
※上限設定はしない。

## こども園(仮称)の創設

- 新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。
- 「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- 「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とし、満3歳以上の子どもの受入れを義務付けることとする。
  - ア 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。  
また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。
  - イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園(仮称)への移行を促進する。

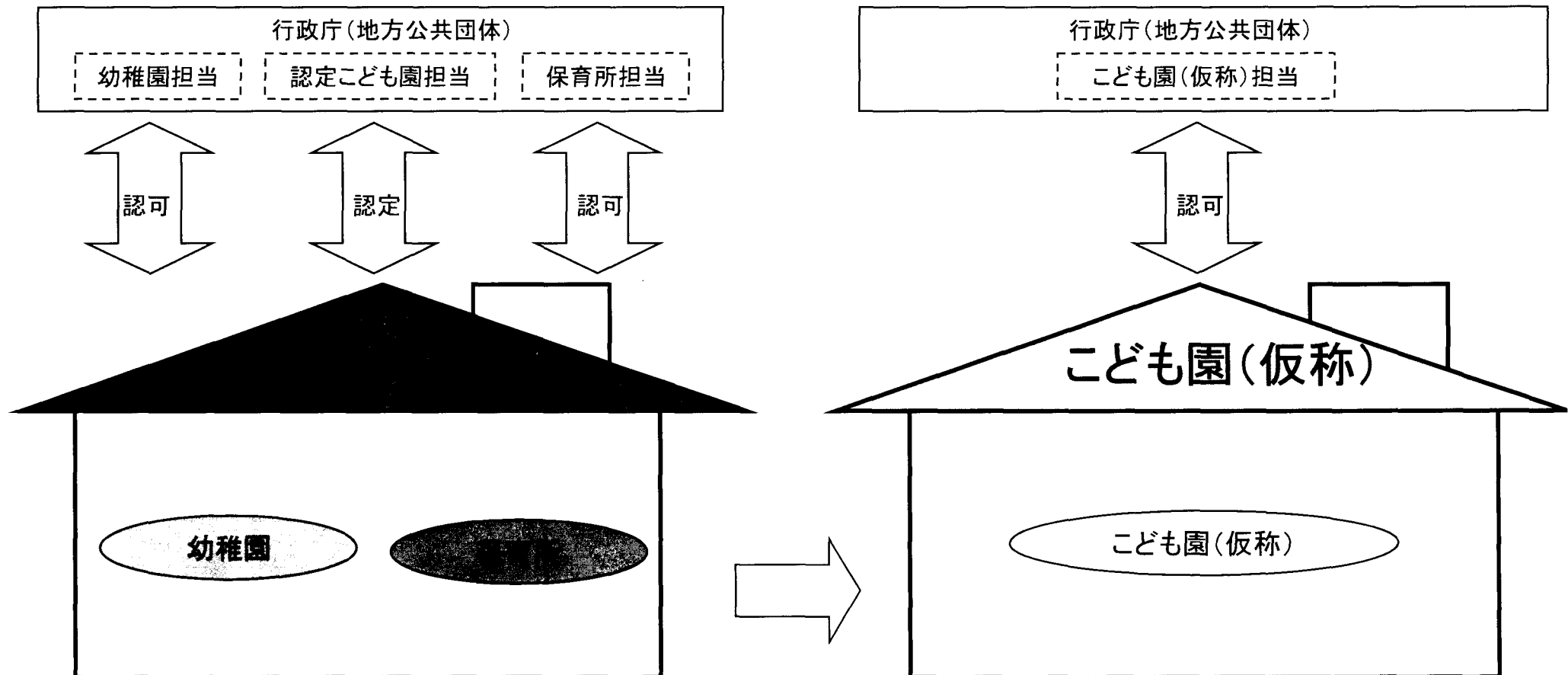
※例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。



# こども園(仮称)の創設

～二重行政の解消～

- 現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。
- こども園制度(仮称)においては、こども園(仮称)の認可に一本化される。



# 幼保一体化の進め方(イメージ)

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所※等を計画的に整備する。

※3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

(例)

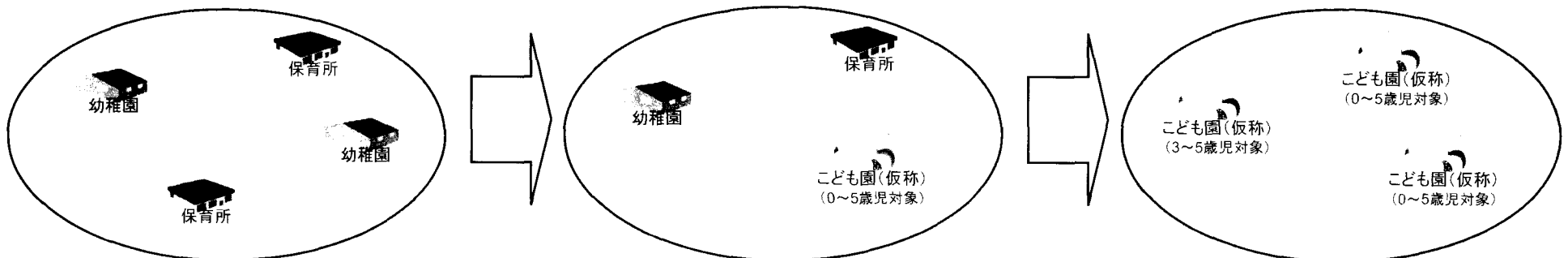
## ○ 都市部



- ・ 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども園(仮称)を始め地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

## ○ 人口減少地域



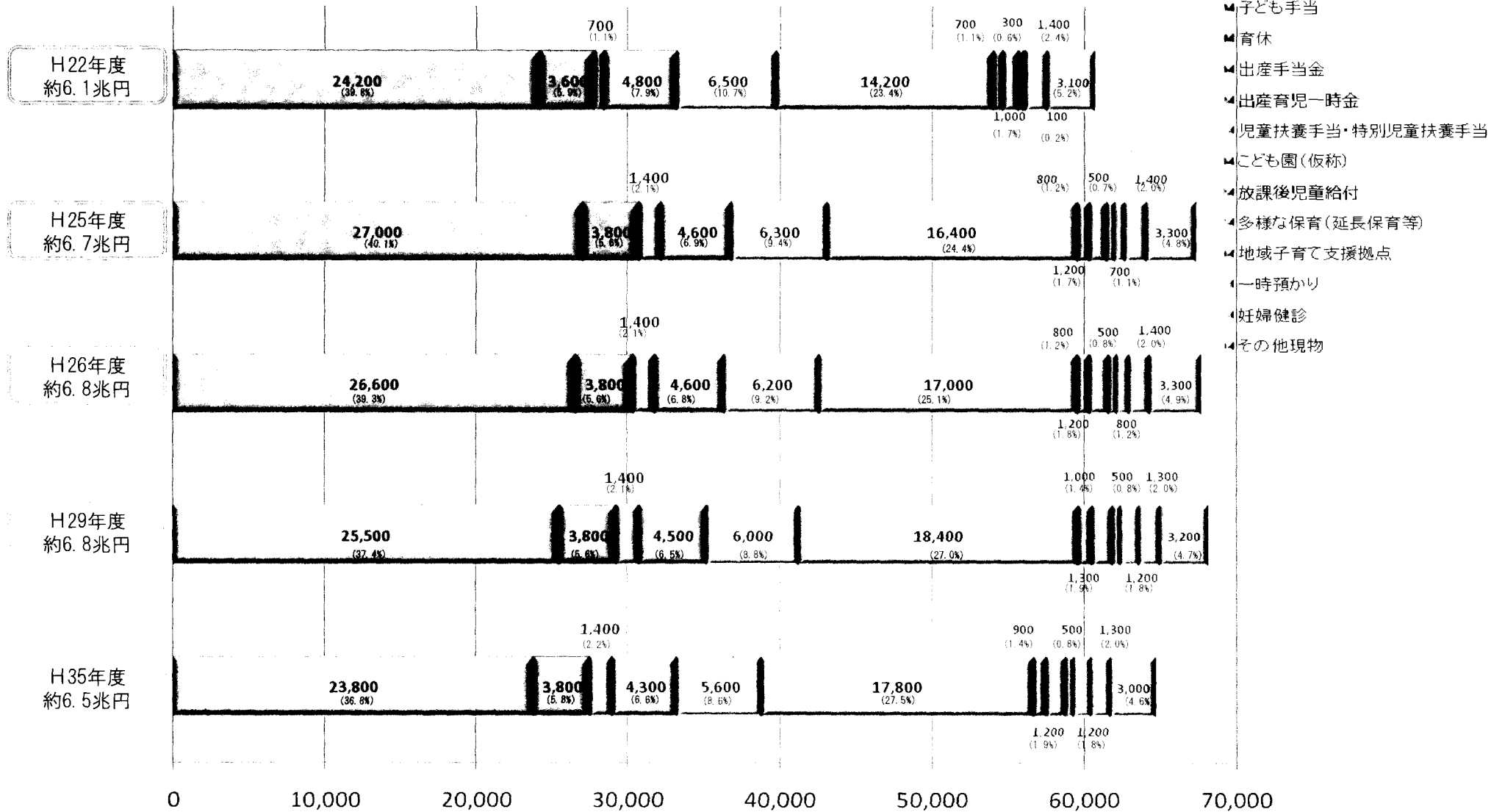
- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

# 現金給付＋現物給付の年次推移

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。

<費用区分別>

(単位：億円)



※ H22年度の子ども手当の額は10月分であり、児童手当2月分を含んでいる。

<現金・現物別>

(単位：億円)

▣ 現金給付  
▣ 現物給付

H22年度  
約6.1兆円

39,800 (65.5%)

21,000 (34.5%)

( 国： 8,500(46.4%) 地方： 9,300(23.2%) )  
( 事業主： 8,000(20.1%) 被保険者： 4,000(10.3%) )

( 国： 6,200(29.6%) 地方： 14,300(68.2%) )  
( 事業主： 500( 2.2%) )

H25年度  
約6.7兆円

43,100 (64.0%)

24,200 (36.0%)

( 国： 20,900(48.5%) 地方： 9,500(22.0%) )  
( 事業主： 8,300(19.2%) 被保険者： 4,400(10.3%) )

( 国： 7,700(32.0%) 地方： 15,900(65.8%) )  
( 事業主： 500( 2.2%) )

H26年度  
約6.8兆円

42,600 (63.0%)

25,100 (37.0%)

( 国： 20,700(48.5%) 地方： 9,300(21.9%) )  
( 事業主： 8,200(19.3%) 被保険者： 4,400(10.3%) )

( 国： 8,100(32.4%) 地方： 16,400(65.4%) )  
( 事業主： 600( 2.2%) )

H29年度  
約6.8兆円

41,200 (60.5%)

26,900 (39.5%)

( 国： 9,800(48.0%) 地方： 9,000(21.8%) )  
( 事業主： 8,000(19.5%) 被保険者： 4,400(10.7%) )

( 国： 9,000(33.6%) 地方： 17,300(64.1%) )  
( 事業主： 600( 2.3%) )

H35年度  
約6.5兆円

38,900 (60.0%)

25,900 (40.0%)

( 国： 8,400(47.4%) 地方： 8,400(21.7%) )  
( 事業主： 7,700(19.9%) 被保険者： 4,300(11.0%) )

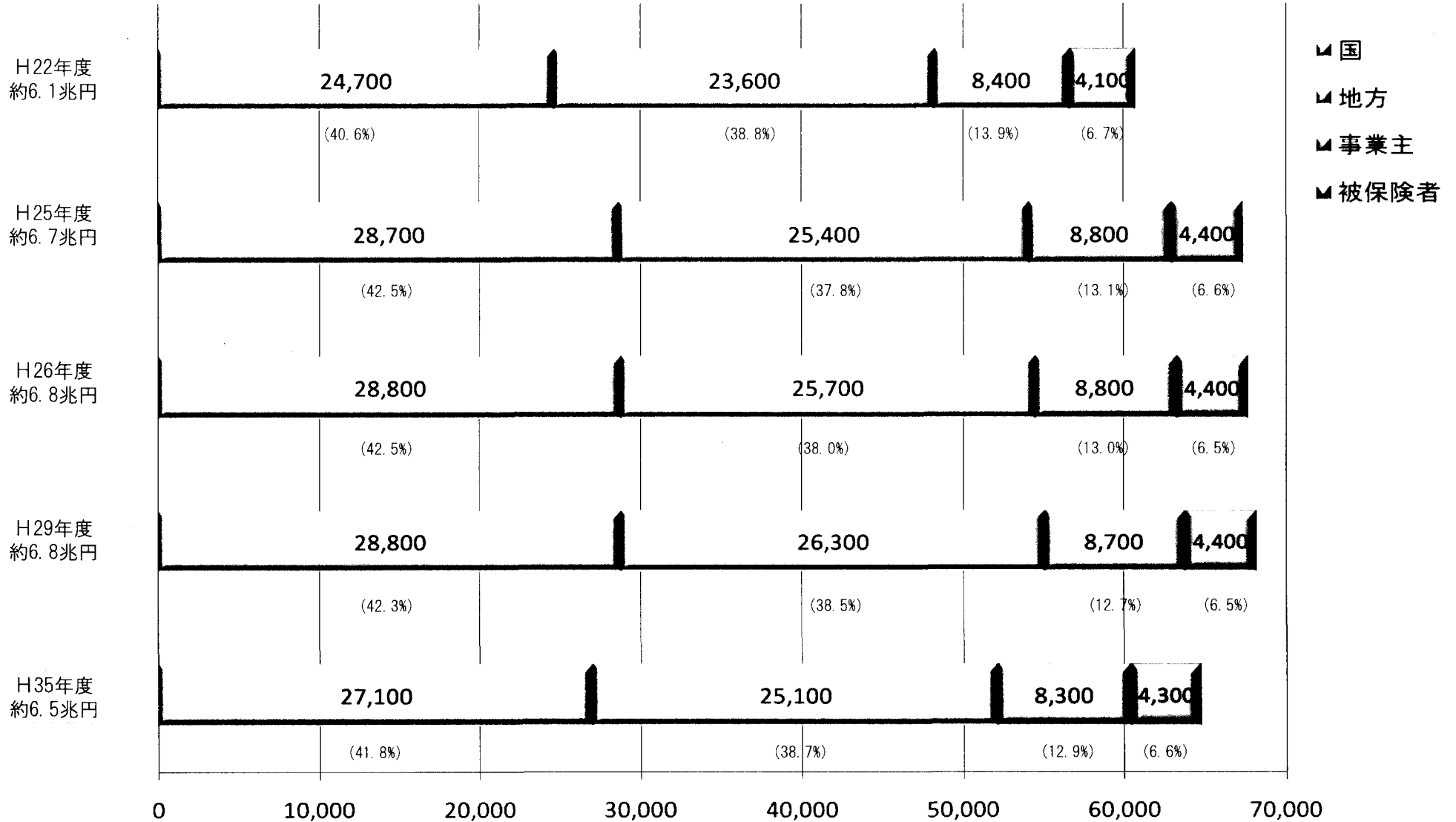
( 国： 8,600(33.4%) 地方： 16,600(64.3%) )  
( 事業主： 600( 2.3%) )

0 10,000 20,000 30,000 40,000 50,000 60,000 70,000



<財源構成割合別>

(単位：億円)



※ 地方負担及び事業主負担の金額には特例交付金が含まれている。  
 H22年度： 約1340億（地方）、約940億（事業主）  
 H25年度以降：約1750億（地方）、約1130億（事業主）

# 「子ども・子育てビジョン」

(平成22年1月29日閣議決定)

**基本理念の転換**  
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》

→

社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

**バランスのとれた総合的な子育て支援**

《子育て家庭等への支援》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算

↔

《保育サービス等の基盤整備》

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

**待機児童の解消等に向けた明確な数値目標**  
(5年後の姿)

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

〔現状〕	3歳未満児の <b>4人に1人</b> (24%)	⇒	〔H26〕	3歳未満児の <b>3人に1人</b> (35%)
	3歳未満児：75万人 全体：215万人			3歳未満児：102万人 全体：241万人

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1～3年)

〔現状〕	<b>5人に1人</b> (81万人)	⇒	〔H26〕	<b>3人に1人</b> (111万人)
------	---------------------	---	-------	----------------------

**「企業の取組」を促進**

○次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業⇒2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

**「地域の子育て力」を重視**

○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所⇒10,000か所)

○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

**「男性の育児参加」を重視**

○男性の育児休業取得を促進

〔現状〕	男性育児休業取得率 <b>1.23%</b>	⇒	〔H29〕	<b>10%</b> *参考指標
------	------------------------	---	-------	------------------

○男性の育児参加を促進

〔現状〕	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事時間 <b>1日60分</b>	⇒	〔H29〕	<b>1日2時間30分</b> *参考指標
------	------------------------------------	---	-------	-----------------------

# 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

家族や親が子育てを担う  
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える  
《個人の希望の実現》

子どもと子育てを応援する社会

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

○生命(いのち)と育ちを大切にする

○困っている声に応える

○生活(くらし)を支える

## 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
- ・子ども手当の創設
  - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
- ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
- ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
- ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
  - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
  - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
- ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
  - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
  - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
  - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
- ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
- ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
  - ・児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
- ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
  - ・地域子育て支援拠点の設置促進
  - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
  - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
  - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
- ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
  - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
  - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
  - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
  - ・テレワークの推進
  - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
- ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
  - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
  - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
  - ・入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

## 安心できる 妊娠と出産

〔現状〕 〔H26目標値〕

- NICU（新生児集中治療管理室）病床数（出生1万人当たり） 21.2床 ⇒ 25～30床
- 不妊専門相談センター 55都道府県市 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

## 地域の子育て力 の向上

〔現状〕 〔H26目標値〕

- 地域子育て支援拠点事業 7100か所 ⇒ 10000か所  
（市町村単独分含む）
- ファミリー・サポート・センター事業 570市町村 ⇒ 950市町村
- 一時預かり事業（延べ日数） 348万日 ⇒ 3952万日
- 商店街の空き店舗の活用による子育て支援 49か所 ⇒ 100か所

## 潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消

〔現状〕 〔H26目標値〕

- 平日昼間の保育サービス（認可保育所等）  
（3歳未満児の保育サービス利用率） 215万人（75万人（24%）） ⇒ 241万人（102万人（35%））
- 延長等の保育サービス 79万人 ⇒ 96万人
- 病児・病後児保育（延べ日数） 31万日 ⇒ 200万日
- 認定こども園 358か所 ⇒ 2000か所以上（H24）
- 放課後児童クラブ 81万人 ⇒ 111万人

## 男性の育児参加 の促進

〔現状〕 〔H26目標値〕

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 10% ⇒ 半減（H29）\*参考指標
- 男性の育児休業取得率 1.23% ⇒ 10%（H29）\*参考指標
- 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事  
関連時間（1日当たり） 60分 ⇒ 2時間30分（H29）\*参考指標

## 社会的養護の充実

〔現状〕 〔H26目標値〕

- 里親等委託率 10.4% ⇒ 16%
- 児童養護施設等における小規模グループケア 446か所 ⇒ 800か所

## 子育てしやすい 働き方と企業の取組

〔現状〕 〔H26目標値〕

- 第1子出産前後の女性の継続就業率 38% ⇒ 55%（H29）\*参考指標
- 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数 652企業 ⇒ 2000企業

## 社会保障改革の推進について（抄）

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

### 1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
- また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

### 2. 社会保障・税に関わる番号制度について （略）

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

## 「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣  
 与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
 蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣  
 野田 佳彦 財務大臣  
 高木 義明 文部科学大臣  
 細川 律夫 厚生労働大臣  
 海江田 万里 経済産業大臣  
 藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

## 「作業グループ」

【主査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官  
 吉田 泉 財務大臣政務官  
 林 久美子 文部科学大臣政務官  
 小宮山洋子 厚生労働副大臣  
 田嶋 要 経済産業大臣政務官  
 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

## 「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】  
 内閣府副大臣（少子化対策）

【事務局長代理】  
 関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】  
 関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】  
 関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

# 基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

## 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

### 基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

### 幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

### こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する